

令和 3 年度

第 2 回 東京都再犯防止推進協議会

実務者会議

令和 3 年 8 月 10 日（火曜日）

東京都都民安全推進本部

午後 2 時 00 分開会

○都民安全推進課長 それでは定刻となりましたので、令和 3 年度第 2 回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、東京都都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

それではまず、東京都再犯防止推進協議会実務者会議座長であります、齋田治安対策担当部長より御挨拶を申し上げます。

○治安対策担当部長 東京都都民安全推進本部治安対策担当部長の齋田でございます。本年度第 2 回目の実務者会議の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆さまにはご多忙のところ、本実務者会議にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

実務者会議は再犯防止等を推進することを目的に、東京都再犯防止推進計画の重点課題ごとに開催し、重点課題に沿った議題に関して情報交換を行うとともに、支援策等を検討する場として設置しております。6 月 30 日に開催しました第 1 回実務者会議では、東京都再犯防止推進計画の重点課題の一つ、民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進等を取り上げ、当本部が説明いたしました「再犯防止に関する研修会等について」、東京保護観察所から説明がありました「保護司への支援について」を元にご議論いただき、また情報提供をいただいたところです。都内における再犯防止等を推進していくためには、保護司を始めとした民間協力者の活動の促進とともに、国と区市町村とが互いの本来の役割をふまえつつ、連携するための取組が不可欠でございます。そのため今回は再犯防止のための連携体制の整備等を議題とさせていただきました。委員の皆さまにおかれましては、それぞれの立場、観点からご意見をいただき、ご議論のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○都民安全推進課長 それでは議題に移らせていただきます。今回は東京都再犯防止推進計画の重点事項の一つ、「再犯防止のための連携体制の整備等」について議題として取りあげさせていただきました。

都におきましては、令和元年 7 月に再犯防止推進計画を策定しまして、その後コロナ禍という制約もございましたが、感染防止対策を図りながら協議会の運営など各種事業を進めてきたところでございます。今後都内における再犯防止等の推進をさらに拡大をしていくためには、東京都の取組だけでなく、地域とりわけ区市町村の取組を促進し、区市町村と連携を図っていくということが重要であると考えております。計画においても区市町村における再犯防止策の促進および連携の確保という項目を設定し、各施策の検討推進に取り組むことと

しています。こうしたことから、当本部から「区市町村との連携体制について」と題しましてご説明をさせていただいたうえ、情報交換や支援策等の検討ができればと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料に沿って進めさせていただきます。1枚目でございます。犯罪をした者等の中には、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、都、区市町村による各種住民サービス等による支援につなげていくということが必要でございます。そうしたことから再犯防止推進法においては、地方公共団体が地域の状況に応じて施策を講じる努力義務、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務がそれぞれ定められているところでございます。都内区市町村における計画の策定自治体数は、地域福祉計画など政策的に関連の深いほかの計画などと一体のものとして策定しているものもふまえて、現時点で10自治体と把握をしているところでございます。

次のページに移ります。令和3年4月1日現在での各自治体の策定に向けた進捗状況を調査しましたところ、上の表のとおりとなっております。パブリックコメント中だったものが策定されまして、策定済みと合わせて令和3年8月時点で10自治体、関係機関等の協議会などで検討中というのが5自治体でございます。一方で庁内において策定の可否を検討中、また策定予定なし合わせて39自治体という状況となっております。こうした状況も踏まえまして当課では、東京都全体での再犯防止等の推進を図るため、本年6月から各自治体の再犯防止所管部署または再犯防止に関する都との窓口になっている部署に対しまして、計画策定に向けた方針や進捗状況のほか、再犯防止に関する取組状況、取組を進める上での課題などを個別にヒアリングを行っております。

多くの自治体で策定に向けた準備がなかなか進んでいないという背景には、個々の自治体によって様々な要因がございますが、主な状況・課題は下に記載のとおりでございます。1つは再犯防止推進計画の所管部署が決まらない、庁内調整がなかなか進まないという状況です。部署の決定にあたっては、それぞれの自治体の組織体制、再犯防止に取り組むにあたってどういった点に重きを置くかといった観点で判断がされるものと推察されますが、未策定の自治体においては、そうした考え方の整理や調整というのはあまり進んでいないというものが、引き続き検討がなされているところがございます。また所管部署が決まった場合におきましても、ほかに優先すべき課題や事業を抱えており、なかなか着手できないという状況や、計画を検討していくための人員が不足している、そうした自治体もございます。以

上のことにも関わりがありますが、各自治体で再犯防止に関する理解が進んでいないという話も聞いております。そもそも再犯防止というのは何か、再犯防止といっても区市町村で何をどこまでやるべきなのか、犯罪被害者支援であれば住民の理解を得ることができるが、加害者支援となるとそれがなかなか難しいと、このような声も聞いているところでございます。

次のページでございます。このページでは聞き取りをしている中で、現在区市町村が実施している取組や検討している取組について書いております。

先ほどご説明しました庁内の職員の理解が進んでいないという状況を受けて、一部の自治体においては、庁内の職員向けの情報発信などを行っているケースもございました。また計画を策定している自治体を中心に、住民の理解促進、気運醸成のための講演会、シンポジウムの開催や、保護司活動の紹介、社会を明るくする運動といった広報啓発に力を入れていきたいという声もございました。多くの自治体から聞いている取組としては保護司の方の面接場所の確保がでございます。自治体の実情によって対応は様々でございまして、保護司からの要請で会議室等を都度用意するケース、庁舎に専用の部屋を確保するケース、支所などの施設に場所を確保するケースなど、できる範囲で対応しているという状況が見受けられるところでございます。そのほか社会を明るくする運動のための活動経費や、研修実施のための経費に関して、補助金を支出するなどの財政的な支援や、協力雇用主制度の普及啓発、公共調達の受注機関への拡大などの協力雇用主への支援、保護観察対象少年の雇用などの取組を実施しているというところも聞いております。

こうした事業や、新たな取組を展開していくためには、計画を策定するにあたっての課題と重なる部分もございしますが、現状把握するための統計データ、出所者等の支援すべき対象者や、社会資源となる協力雇用主などの情報、こういったものが必要となります。しかし、区市町村においてはこうした基本的な情報は必ずしも蓄積されていないことが多いことや、ほかにも様々な課題や事業を抱える中で、再犯防止については元々国が中心として実施してきた分野であるため、様々な制度の情報が埋もれがちであり、十分に各部署に伝わっていない、そうした課題もございします。先ほど自治体において、保護司の活動や再犯防止に関することについてなかなか理解が深まっていないという現状についてもご紹介しましたが、その背景としては、地域社会、住民の方々の中においても再犯防止に関する取組への理解や気運がなかなか高まっていないということがあるものと思われまます。その他当然のことではあります。保護司活動支援のような取組以外にも再犯防止に資する取組として、区市町村の各

部署において、住居の確保、就労支援、福祉サービスの提供といったことも実施をしているところがございます。

次のページでございます。犯罪をしてしまった者等を、こうした各種の住民サービスにつなげられるように、連携や相談体制の構築、こうしたものが図られるのも重要と考えております。当本部では『犯罪お悩みなんでも相談』という事業を実施し、万引きや暴力行為といった犯罪行為をしてしまうご本人そのご家族または関係者の方などから、再犯防止のためにはどうしたらいいのかといった相談を受け付けております。本事業は以前は『高齢者万引き相談』、『高齢者よろず犯罪相談』として罪種を限定したり、高齢者の方を対象を限定したりして行ってきたものが、事業の検証の結果だんだんと幅を拡大しまして、年齢を問わず罪種も限定せずに犯罪に関する相談を受け付ける事業ということで、令和2年度からそうしたかたちで拡充をしております。令和2年度は半年間窓口を開設しまして、計239件の相談を受け付けております。この事業は『犯罪お悩みなんでも相談』という分かりやすい名称によりまして、犯罪に関する相談を受け付けているということを明確に周知、広報したことで、令和元年度に実施しました『高齢者よろず犯罪相談』と比べて相談全体に占める犯罪に関する相談、まさに犯罪に関する相談というものの割合が増加をしました。こうしたことからこうした名称が、お悩みを抱える方の相談のハードルを下げ、相談しやすさにつながっているという効果、これもあるというふうに考えております。

また、『犯罪お悩みなんでも相談』でおかけになってきた方々の年齢層についても、対象年齢層の拡大によって幅広い年齢層から相談が寄せられております。

次のページでございます。相談内容で多くを占めるのが、万引きや窃盗に関するものであり、紹介した支援機関は主に医療機関や区市町村の窓口等でございます。また、平成30年度から令和2年度までの3年間を通して見てみますと、適切な支援機関等を紹介したケースのうち、約4割について地域包括支援センターや区市町村の窓口といった、相談者や本人にとって身近な地域の窓口を紹介したという結果となっております。こうしたこともふまえ、犯罪に関する相談の対応についても各区市町村に状況のほうを聞いております。

次のページに移らせていただきます。区市町村の相談支援体制ということでございます。区市町村におきましては、DVや犯罪被害などに関する相談窓口を置いている自治体はございますが、『犯罪お悩みなんでも相談』のような犯罪に関する相談を受け付けるような専門的な窓口はなく、またこうした相談ができるよう明示的に案内周知をしているケースも今のと

ころないという状況でございます。では、区市町村でこうした相談がどのように取り扱われ得るのかと申しますと、まず自治体によっては福祉の総合相談等の窓口で様々な相談を受け付けておまして、その中では犯罪に関する相談についても受け付けている可能性がございます。また他の相談と同様、その内容を整理したうえで関係部署につなぐという体制になっている場合もございます。また福祉部門の高齢者や障害等の各担当部署におきまして、相談者の内容や対応に応じて関係部署につなぐなどして、部署間の連携を図り支援を行っている自治体もございます。相談の過程において、犯罪に関する話が出てくるといったケースがあるとも聞いております。こうした中、区市町村における対応を充実させていくこと、こちらについての課題を整理しますと、現状聞いておりますところ体制の違いはあれど、区市町村の相談窓口では、犯罪に関する相談を受け付ける専門的な知識やノウハウがなく、また人材の確保も難しいという状況がございます。加えて特に犯罪に関する相談として受け付ける場合には、対面での面接の際に本人のプライバシーに関する配慮、対応する職員に対する配慮が必要でございまして、また、複合的な要因が絡んだケースに関しては、関係部署との連携の充実が求められております。このような状況の中、一足飛びに新たな相談窓口の開設というものを追求するのはなかなかハードルが高いということであり、既存窓口の拡充や連携の充実という方向性で、支援力の向上を図ることは課題なのではないかと考えております。

次のページに移らせていただきます。以上のことから、地域における再犯防止の推進に向けて課題を整理しますと、まず地域住民のみならず区市町村職員も含めて再犯防止に関する理解の促進、気運の醸成、こちらを進めていくこと、再犯防止を進めるうえで必要な情報、知識、ノウハウの不足を解消していくこと、区市町村における再犯防止の推進体制、相談体制の構築を図っていくことが挙げられます。こうしたことをふまえ、今後検討すべき方向性としては、これまで社会を明るくする運動等により広報啓発等を行っているところではございますが、強化月間、再犯防止啓発月間である7月以外にも広報等をさらに行っていくといったことや、様々な広報媒体を活用していくこと、再犯防止に関する研修会の区市町村職員への研修参加の促進を図っていくといったことが考えられます。また計画の策定や、取組の実施に向けた情報提供等に関しましては、区市町村との連携を図るための定期的な連絡会や、情報交換を充実させるなど、連絡体制を都と区市町村の連絡体制の維持充実というところが考えられます。

こうしたことのためには、都として必要という以上に、国と区市町村をつなぎ、連携を充

実らせていくという観点からも、国の関係機関との意見交換についてもますます必要となってくると考えております。また、区市町村における再犯防止推進体制、相談体制の構築に関しては、『犯罪お悩みなんでも相談事業』などで得られた知見を生かした各種の支援について、検討をしていきたいというふうに考えております。現状ほとんどの自治体は計画策定済みの自治体につきましても、令和2年度に計画を策定している状況でございますので、新たな取組については今後の動き次第というふうになってまいりますが、区市町村における先進的な事例、好事例を他の自治体に発信し取組の拡大、こちらも図っていきたいというふうに思っております。最後に今後本協議会においても、一層区市町村支援、連携の観点をふまえながら、情報交換、支援策等の検討に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。発表については以上でございます。

これまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をいただきたいと思っております。

(宮田委員挙手)

それでは宮田委員よろしくお願いたします。

○宮田委員 宮田でございます。区や市等々、基礎自治体との連携の点について考えていることについて、4つほど述べさせていただきたいと思っております。まず1つ目です。この再犯防止の所管の問題がいろいろとあるとご指摘がありましたけれども、福祉の部門に担当していただいて、とても助かった経験があります。私は中央区の保護司ですが、中央区の場合、保護司会を担当して下さっているのが福祉担当の部署です。そのため、保護司が、対象者に対して福祉の必要があると考えたときに、区役所の保護司会の担当者に、相談申しあげると、適切な担当者を教えて下さいます。例えば、収入がないことで治療を受けることを逡巡している対象者がいる場合に、世帯分離をして生活保護を受けるとか、精神的な問題をかかえる対象者に自立支援医療を教えていただくとか、対象者の家族全体の福祉について相談いただくとか、そのようなことができます。もしかすると、どこが所管するかという問題というよりは、福祉部門の方が犯罪をした人の立ち直りに福祉が必要であることを理解をしていただく必要があるという問題なのかもしれません。例えば、台東区や新宿区などは、ホームレス支援を通じて、前科がある方の支援についてノウハウをお持ちであり、嫌がらずにご相談に乗っていただけているということがございます。

一方で、福祉は、住所がない人でも、現に窓口に来た方については支援をしなければなら

ないのに、そして、私ども弁護士が社会福祉士や精神保健福祉士の方をお願いして、更生支援計画を立て、その計画に基づいて対象者がその地域の福祉担当のところに行っているのに、「なぜ住民票のないこの人を保護しなくてはいけないのか」と言う窓口があるのです。支援すべき対象についての情報がないのではなく、目の前に対象者がいるのにそうやって拒む自治体があるということです。この点については、国の再犯防止推進計画検討会でも、法務省が現に窓口になる自治体に対して情報を発信していきまうということでしたが、現にそのような不当な扱いは収まってはいない。やはり私たちは国に対してもっと強く、基礎自治体に対する情報発信、再犯防止法の趣旨、再犯防止推進計画の趣旨、自治体が法律の中に入っており、計画に協力する必要があるんだということを、発信していただくことをお願いすることが必要なのかもしれない。そういうような中で、この再犯防止の所管の方がきちんと動いてくるということになるのではないかと思います。

2つ目です。意外なところで地域の方たちと情報がつながり、連携できることがございます。東京社会福祉士会あるいは東京都精神保健福祉協会では、司法福祉委員会という組織が作られておまして、そこが司法との連携で具体的な支援をどうするのか、そもそも司法の手続きはどういうものか等といった研修をしています。たまたま、私が司法側の話を研修でした際に、受講していた社会福祉士の方が、ある区の地域障害者相談支援センターにお勤めでした。そして、自分がケースを担当している方が、犯罪を疑われ、警察や検察庁に呼び出されて自暴自棄になっている方がいるのでどうしたらいいだろうという相談を、たまたま名刺交換した私のところに連絡をしてきてくださいました。社会福祉士や精神保健福祉士の方たちは、ご自身の所属する団体の研修で、他職種の人と名刺交換して知り合う機会を持っています。都が広報する、都が支援することも、もちろん大事です。しかしながら、地域の方々に、もっと気軽に知り合える機会、以前、東京都の主催していた研修会では終わったあとに気軽に名刺交換ができる、そういう非常にいい面がありましたけど、今コロナ禍でそういうこともできなくなっています。電話相談窓口を置くのも結構ですが、結局、電話相談では、窓口となって、ここから先にこんな人がいるよという情報提供が一番大きな役割ですよ。ならば、どこに誰がいてどうやったら相談できるのかというもっと具体的なことを、もっとお考えになってみてはいかがかなということを思いました。例えば、研修参加者の組織のホームページ URL を貼り付けられるようにする、ということが考えられます。

3つ目です。被害者支援なら OK けれども、加害者支援なんて嫌だという声があるとい

う点についてです。現実には事件を見ていると、事件の加害者になっている人、特に軽微な犯罪を繰り返して何度も刑務所と行き来をしている人というのは、福祉から取りこぼれた、いじめにあたり虐待にあたり、そういう被害者的な立場にあった人たちです。被害者支援と加害者支援というのは、遠いところにあるものではありません。被害者を支援することは加害者をなくすることにもなります。そしてそこから取りこぼれて犯罪を行った人に対して支援をするというのも、とても大事なことです。そういうことを私たちはもっと分かりやすく発信していくべきではないかと思っています。子どもはなぜ非行に走るのか。多くの非行をする子どもたちは家庭が貧困であったり、親から虐待を受けたり、そうでなくても親の教育能力が十分でなかったり、様々な家庭などの環境の問題を抱えて非行の問題が起こります。

再犯を防止する。犯罪を防止する。それは犯罪についての特別なノウハウや知見が必要なのではありません。そうではなく、教育や福祉などの総合的な視点が必要なのです。そして加害者も被害者もどちらも支援の対象として考えることが必要だし、それはお互いに重なり合う問題なんだということを、もっと明確に打ち出していってはいかがかと存じます。

最後もう一つ。そのように考えると、基礎自治体は、再犯防止そのものについての組織であるとか、犯罪そのものに対する相談窓口とか、そういうものを考える必要はないのだと思います。福祉の必要な方には福祉を、それが前科のある方であったとしても福祉が必要であれば福祉を。そういうシンプルな話なのではないかと思います。犯罪そのものへの相談ということでは、東京都が今年も引き続き『犯罪お悩みなんでも相談』を行っていますし、昨年まで事業を受託していた早稲田すぱいくでは、法人として独自に24時間犯罪何でも相談窓口を作っています。犯罪そのものに対する相談というのは、都やそういった専門的な知識を持っている社会福祉士の人たちが対応すればいいのではないのでしょうか。区市町村が必要としているのは、そういう犯罪そのものに対するノウハウや対処というよりも、福祉の必要な人には福祉を、教育の必要な人には教育をとといった、自治体で必要な仕事をきちんとしてもらえばいいということではないのでしょうか。もちろん、犯罪そのものに対する知見を持ってもらう。これはとても大事なことです。というのは、先ほども述べたように、被害者と加害者には重なる問題があるという話とつながってきますけれども、地域の中に違った特性を持っている人、手を差し伸べなければならない人がおり、そういう人たちに対して機動的に動けることが、大事なのではないかと思います。ですから、犯罪そのもの、再犯防止そのものに対する窓口、犯罪や再犯防止そのものに対する計画ということをあまり強調するという

ことは、かえって基礎自治体が二の足踏んでしまうことになるのではないかなと思った次第です。以上でございます。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。今の宮田委員のご発言、ご意見に関しまして、若干感想めいたかたちになってしまいますが、私のほうからそれぞれコメント的なことをさせていただきます。まず所管の関係につきまして、福祉が所管してもらおうと現場としては助かるなというようなお話もございました。実際、いろんな考え方が区市町村にはあることについて、私も区市町村回りしていて思ったところでございます。犯罪対策をやっているような部署が、その区市町村の犯罪対策全般の中で取り扱うということで、その全体のまとめをするというケースはあるんですけれども、確かに福祉の窓口の方がこうした課題についてより認識をしていただくと、現場としてはかなり動きもスムーズになっていいというのは、そのとおりでございと思います。また、国に対して区市町村に対する情報発信を促すということについては、こちらとしてももっとやっていきたいなと思っておるところです。

2点目ですが、コロナ禍の中で以前やっていたような研修会の形式がなかなかできないというところで、そのつながりを作りにくいというところ、こちらについては我々も問題意識を持っているところでございます。有効な策というのが、今ちょっとなかなか打てていないというような歯がゆいところはございますが、何かできないか引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

3番目の加害者支援、被害者支援の問題でございます。私も警察庁からの出向者で、実際警察署にも勤務し、取調べもしたこともございますが、加害者の方々がいろんな事情を抱えていることを話として聞いたこともあり、実際そうなんだろうと思っておるところでございます。罪を憎んで人を憎まずではないですけれども、その犯してしまった罪とその人に必要な支援というのは、やっぱりきちんと切り離して支援すべき方が支援していくというのが必要だということについて、もう少しいろいろなところで浸透させていければいいなと個人的にも思っているところでございます。

4番目、再犯や犯罪についての特別な知見みたいなものや窓口みたいなものを区市町村にというのは、強調するとかえってよくないのではないかというお話ではあったと思いますが、今回の資料や聞き取りは、問題点、課題をクリアにするために、あえてこういうかたちに行っているところもございまして、最終的な都と区市町村の連携の在り方や、それぞれの役割がどうしたものになっていったら一番いいのかということについては、検討を重ねていきたい

というふうには考えているところでございます。以上でございます。

このほかご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

(仙浪委員挙手)

東京都保護司会連合会の仙浪委員、お願いします。

○仙浪委員 先ほど地域での福祉のお話が、宮田委員からお話があったんですが、我々保護司の活動をしていて、なかなか地域において社会的な絆が希薄化している現在、対象者が孤立しないような就労支援とか住居の確保、こういったものについて、どうしてもケースにもよりますが、民生委員さんあるいは社会福祉協議会との連携、保護司と民生委員、社会福祉協議会さんとの距離がある状況です。プライバシーの問題云々ということで、なかなか連携が取れておりません。その辺を今後なんとか調整を、区市町村の担当の方経由でも結構なので、ぜひご検討いただきたいと思います。以上です。

○都民安全推進課長 はい。ありがとうございました。参考にさせていただきます。ほかにご意見ございましたらお願いします。

(森委員挙手)

東京都社会福祉協議会、森委員お願いします。

○森委員 ありがとうございます。保護司会連合会さんからもご指摘いただきましたように、社会福祉協議会では、保護司さんの活動についてなかなか見えないこともあると思いますので、おっしゃっていただいたようにお互いの取組が見えるようなことが必要かなというふうに思いました。その上でになりますが、宮田委員の話にもありましたけれど、社会福祉協議会でも福祉サービスのことで相談に乗っていて、それに伴う支援を組み立てるときに、犯罪歴を持っている方がいるというような流れの中で出会うということもあります。例えば、権利擁護の支援をする際に元々薬物のご経験があつて、本人はやめたいという意向を持っていて、その意向に沿いながら生活をデザインしていくことを支援していくにあたり、チームの中で連携をしながら再犯防止しながら、新しい生活を目指していくということになるかと思っています。いろんな人の目で関わりながらになりますけれど、その上で一番大切なのは生活が安定してくることであり、一番それに近いのかなというところでは、福祉サービスの意味では住居、就労ないし、就労というかたちに限らず最近福祉のほうでは参加支援という言い方をしております、地域とのつながりを取り戻していくということから、必ずしも就労の出口に限らず、そういった場づくりということも、今後区市町村の社会福祉協議会も含めて取

組をしていくことが必要かと思えます。そういった様々な人との関わりに出会うようなところで、保護司会さんとも連携をしながら、民生委員さんの見守りにもつなげながらということが必要なのかなと思いました。策定済みの市町村の計画を拝見したことがありますけれど、大半の項目は犯罪のことが書かれているというよりも、高齢、障害の関係あるいは学校関係の施策が並んでおりまして、そういった施策の中で、そういった犯罪者の再犯の問題について、福祉や教育のそれぞれの部門が理解するということが必要なのかなというふうに思っております。私が知っている部署では、どこかの部署が中心にやっているというよりも、地域共生社会づくりを担っている地域福祉部門がその計画を作っておりましたので、そういった視点もあるのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。ほかにご意見等ありましたら、お願いいたします。

(挙手無し)

以上のようにございますので、進めさせていただきます。ご意見ありがとうございました。

それでは次第の4、周知事項に移ります。今回東京矯正管区様から情報提供をいただいております。東京矯正管区佐々木委員よりご紹介のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木委員 東京矯正管区更生支援企画課長の佐々木でございます。本日もお招きいただきましてありがとうございました。周知事項と、それから先ほど宮田委員からもありました、国からも地方自治体に対して再犯防止に係る発信や情報提供等の促進というお話もございましたので、その辺りも含めて、周知としてお話しさせていただきたいと思えます。

本日、周知事項の説明資料としてお持ちした『COMING TOGETHER』という矯正施設と自治体が連携した取組事例集の中の抜粋をご紹介させていただきたいと思えます。各地方自治体と刑務所、それから少年院、少年鑑別所、あるいは拘置所については、各地方自治体と様々なことで昨今連携させていただいております。

東京都下におきましては、府中刑務所で、地域の近隣の住民の方々と共に、総合防災訓練を実施しているところでございます。防災協定各地域等を結んでいる刑務所や少年院が最近増えてきており、災害時には防災協定を結んでいる刑務所等においては、地域の方々にそこに避難していただくこともありうるということで、各地方自治体と連携して総合防災訓練を実施したというような取組が、この『COMING TOGETHER』に載っておりますので、今回ご紹介させていただきました。今後も、東京都内の刑務所等においても、様々な防災に

関わる連携に取り組ませていただくこともあると思いますので、矯正施設との連携についてご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

その他、東京西法務少年支援センターでは、都内のエンカレッジスクールと連携した取組を行っているところでございます。法務少年支援センターというのは、各少年鑑別所が地域援助を行うにあたって、用いている名称であります。したがって、少年鑑別所と法務少年支援センターは同じ建物ですが、地域の皆さまのご相談等をあずかる場合については、法務少年支援センターという窓口で相談を承っております。今回、この東京西法務少年支援センターということで、都内のエンカレッジスクールと連携して取り組んでいるというようなものもご紹介させていただきました。続いて、『少年の立ち直り×地方創世のススメ』を紹介します。主に少年院、少年鑑別所についての記載が多い中、管内の多摩少年院の取組についてご紹介させていただきました。八王子の視聴覚障害者福祉協会から、外部講師のご協力を得て、点字絵本の作成に取り組んでおります。点字絵本については多摩少年院のみならず、他管区の刑務所等においても一部こうした取組もしており、地域の皆さまと一緒に連携した取組を進めておりますので、こちらのほうもご紹介させていただきました。東京都内の矯正施設と、地域の皆様との連携については、現場施設からも様々連携活動をさせていただきたいと思いますので、今後もよろしくお話ししたいと思います。

先ほどお話いただきました国と地方自治体との再犯防止に関わる情報共有、情報提供、情報発信の件について、少しお話しさせていただきたいと思います。現在、社会を明るくする運動において、各基礎自治体においても様々な取組していただいているとお話がありました。当管区においても、先だって、ある県において社会を明るくする運動の一環として、再犯防止に係る講演をお願いしたいということで当管区が依頼を受けまして、社会を明るくする運動の一コマに、再犯防止に係る情報の発信として、1時間強お話しをさせていただいたところでございます。東京都下の基礎自治体におかれましては、先ほど東京都様からお話がありましたとおり、これから各市町村等で計画策定が進んでいくと思われまます。東京都内の矯正施設や東京矯正管区におきましては、策定について支援や情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。したがって、もし情報提供、情報共有を受けたいというような自治体あるいは各種団体がございましたら、研修あるいは講演というかたちでもこちらから適切な情報を選定して情報提供や、お話しをさせていただきたいと考えておりますので、東京矯正管区までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

また様々な意見交換や協議会等にも積極的に参画してまいりたいと考えておりますので、近隣の各刑務所等にお話しただいて結構でございますが、東京矯正管区が総合窓口となりますので、私どもにご連絡いただければ、様々資料等の提供、協議会への参加させていただきたいと考えております。ご相談があればよろしく願いいたします。以上東京矯正管区でございました。ありがとうございました。

○都民安全推進課長 ありがとうございます。それでは今の周知事項含めまして、ご質問等ございますでしょうか。何かございましたらまた Teams の挙手機能または挙手にてお知らせをお願いいたします。よろしいでしょうか。

(挙手無し)

また何かございましたら、後日事務局に電話、メール等でご連絡をいただければと思います。

それでは、そろそろお時間ということで締めくくりをさせていただきます。本日の協議事項につきまして、委員の皆さまより貴重なご意見などたまわり、誠にありがとうございます。いただいたご意見もふまえつつ、引き続き区市町村への情報提供、支援こうしたものを検討していきたいと考えております。本日の議事につきましては、後日皆さまに議事録をお送りし、内容のご確認をしていただいたあと公表というかたちにさせていただきます。

なお、第1回と今回の内容を踏まえまして、9月中旬を目途に協議会親会議の開催を予定しております。日程等具体的なものに関しましては、協議会の委員の皆さまあてに改めてご連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、令和3年度第2回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を閉会させていただきます。本日はご出席いただき、まことにありがとうございました。

午後2時50分閉会